

概要版

第4次守山市男女共同参画計画

計画期間

令和3年度～令和12年度



～だれもが自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま～

令和3年3月
守山市



男女共同参画社会とは？

すべての人が互いの人権を尊重し、対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

なぜ、男女共同参画社会が必要なのか？

日本国憲法には法の下での平等がうたわれています。しかし、現実には、意思決定の場に女性が加わっていなかったり、家庭や地域等、さまざまな場面で男性の方が優遇されていると感じたりすることが、依然としてあります。(市民意識調査結果参照)

また、人口減少や高齢化、価値観の多様化などが進む中、今後の社会情勢の変化や新たな課題に対応していくためには、性別や年齢にとらわれず、だれもが個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

守山市が目指す男女共同参画社会



家族がお互いに尊重し合い、性別にかかわらず、家事や育児、介護等を一緒に担っています。

男女がともに働きやすい環境のもと、自分の能力を発揮し、仕事と生活のバランスがとれた働き方をしています。



さまざまな意思決定の場で、性別や年齢にとらわれず、幅広い意見を出し合っています。



子どもたちが個性や能力に応じて、主体的に自分の将来について考え、選択しています。

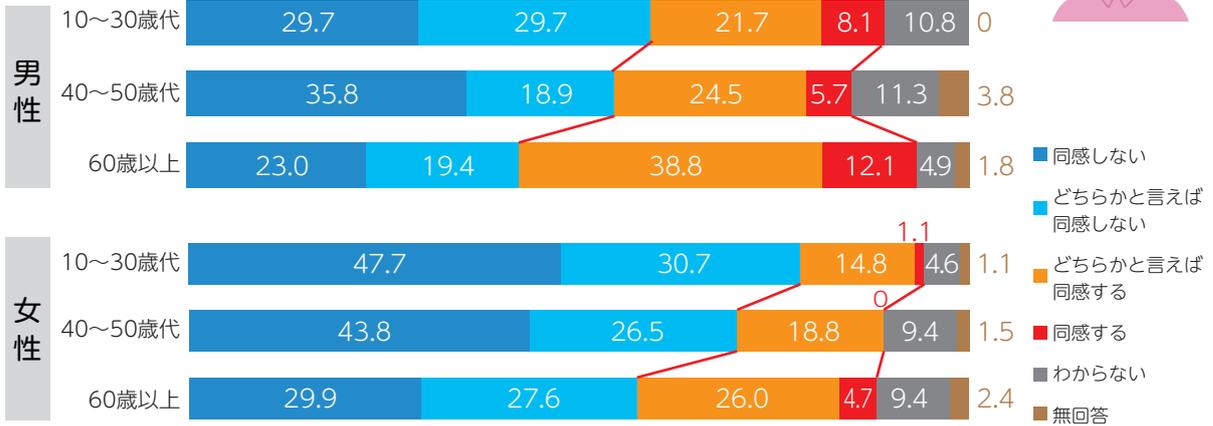


守山市の現状は？

(令和元年度守山市男女共同参画に関する市民意識調査結果から)

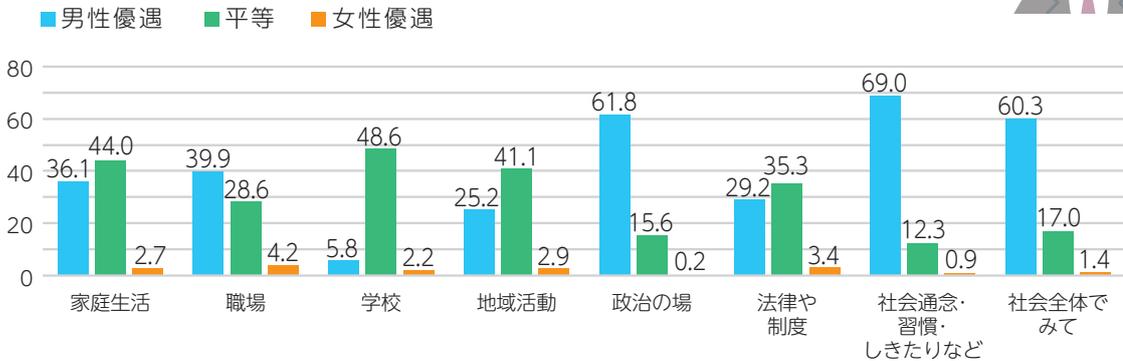
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方

男女とも、年代が高くなるにつれて、「同感する」割合が高くなっているね。



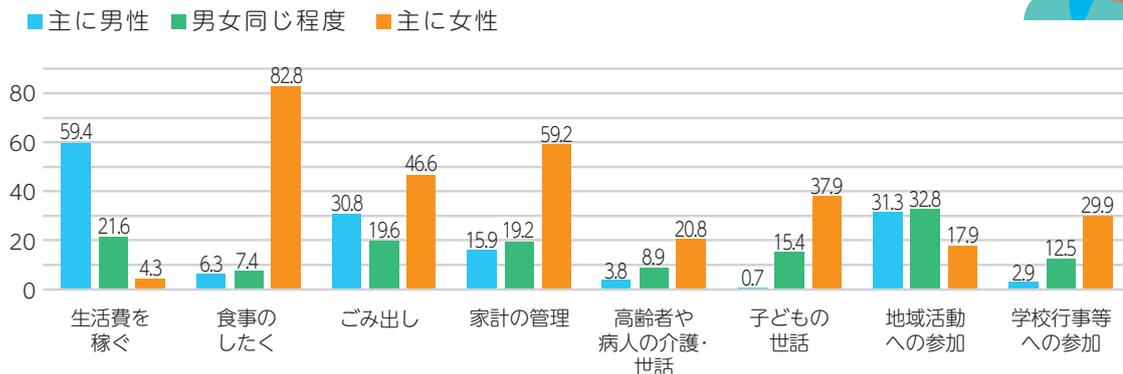
各分野の男女平等意識

「学校」では平等意識が高いけど、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体でみて」では、「男性優遇」が高くなっているね。



家庭での役割分担

「生活費を稼ぐ」は男子の割合が高いけど、その他の多くの分野では女性の割合が高くて、役割分担が偏っているね。



※わからない該当しない・無回答を除く

守山市ではどうしていくの？

守山市では、社会情勢の変化や守山市の現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会づくりをさらに促進するため、「第4次守山市男女共同参画計画」を策定しました。性別に関係なく、すべての市民一人ひとりが、個性や特性を活かせる社会をめざし、取り組みを進めます。

基本理念

だれもが自分らしく暮らせる 見守りあうまち もりやま

基本目標

基本課題

施策の方向

1

あらゆる分野への
男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定
過程への女性の
参画の拡大

- ① 審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘
- ② 企業・学校・団体における男女共同参画の促進
- ③ 地域活動における男女共同参画の促進
- ④ 地域リーダーの育成

(2) ワーク・ライフ・
バランスの推進

- ① 働き方の見直しに向けた啓発
- ② 家庭生活への男女共同参画の促進
- ③ 男女がともに参画しやすい地域の環境づくり
- ④ 市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進

(3) 働く場での女性の
活躍推進
～女性活躍
推進計画～

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ② 仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ
- ③ 女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実
- ④ 育児・介護等を支援する環境の整備
- ⑤ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

2

男女共同参画社会
への意識改革

(1) 男女共同参画社会の
実現に向けた
意識づくり

- ① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進
- ② 市職員に対する意識改革の啓発
- ③ 媒体（メディア）における
性別固定観念にとられない視点の確立

(2) 男女共同参画を
推進する教育・
学習

- ① 家庭における男女平等教育の推進
- ② 学校・園における男女平等教育の推進
- ③ 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- ④ 男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信

3

男女がともに安心して
豊かに暮らせる環境の整備

(1) 男女間のあらゆる
暴力の根絶
～DV防止
基本計画～

- ① 男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり
- ② DV対策の推進と被害者支援
- ③ 性犯罪・性暴力への対策の推進
- ④ セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント
対策の推進と被害者支援

(2) 性や健康への
理解と健康支援

- ① いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透
- ② 男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実
- ③ 母性保護と母子保健事業の充実

(3) 安心して暮らせる
地域づくり

- ① 地域での支援体制の充実
- ② 防災活動等の分野への男女共同参画の促進
- ③ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ④ 高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進
- ⑤ 社会的な援助を必要とする人への支援

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「女性活躍推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「DV防止計画」として位置づけられます。

基本 目標

1

あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市が率先して女性の登用や育成に取り組み、企業や地域に対して、女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、積極的な登用を働きかけていきます。

施策の方向

- ① 審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘
- ② 企業・学校・団体における男女共同参画の促進
- ③ 地域活動における男女共同参画の促進
- ④ 地域リーダーの育成



みんなで取り組もう

- ① 市政や地域の活動に関心をもち、積極的に参画しよう。
- ② さまざまな意思決定の場で、性別や年齢にとらわれず、幅広い意見を反映できるように努めよう。
- ③ 年齢や性別にとらわれず、地域活動に主体的に取り組もう。

基本課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともにやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭生活や地域活動等へも参画していけるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知と働き方の見直しに向けて取り組みます。

施策の方向

- ① 働き方の見直しに向けた啓発
- ② 家庭生活への男女共同参画の促進
- ③ 男女がともに参画しやすい地域の環境づくり
- ④ 市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進

みんなで取り組もう

- ① 家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直そう。
- ② 男女が協力して家事・育児・介護等が担えるよう、家庭内で話し合おう。

基本課題(3) 働く場での女性の活躍推進

女性が、出産や子育てを通じて働き続けるために、育児休業などの労働関係法令の周知や性別にかかわらず平等な労働環境づくりを働きかけます。

核家族化や少子高齢化が進む中、育児や介護等に対する家族の負担が増大しているため、育児や介護等をサポートするための環境の整備や多様な働き方の普及に努めます。

施策の方向

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ② 仕事と家庭生活等を両立するための事業者への働きかけ
- ③ 女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実
- ④ 育児・介護等を支援する環境の整備
- ⑤ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

みんなで取り組もう

- ① 働く場での男女共同参画の推進に関心をもとう。
- ② 女性の就業や再就業に向けた学習会への参加や情報収集をしよう。
- ③ 働き方や制度について情報収集し、多様な働き方ができるよう各種制度の活用を検討しよう。
- ④ 男性も積極的に家事や育児・介護等を行おう。

主な数値目標

指標	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
各審議会等への女性の登用率	36.4%	40.0%	43.0%
「家事について、男女で分担して行おうべき」と考える人の割合	39.5%	45.0%	50.0%
「育児について、男女で分担して行おうべき」と考える人の割合	45.1%	50.0%	55.0%

基本課題(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の意識を浸透させ、性別にかかわらず、すべての人が、自らの意思で様々な分野に参画し活躍できるよう意識改革を推進します。

施策の方向

- ①男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進
- ②市職員に対する意識改革の啓発
- ③媒体(メディア)における性別固定観念にとられない視点の確立

みんなで取り組もう

- ①固定的な性別役割分担意識を見直そう。
- ②研修会等に参加し、男女共同参画に関する理解を深めよう。



基本課題(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

家庭、学校・園、地域、職場などあらゆる場面において、男女平等や男女共同参画、女性活躍の推進のための意識が浸透するよう、子どもたちのみならず保護者や地域の大人まですべての人が、教育や学習を継続していけるよう取り組みます。

施策の方向

- ①家庭における男女平等教育の推進
- ②学校・園における男女平等教育の推進
- ③男女共同参画に関する生涯学習の推進
- ④男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信

みんなで取り組もう

- ①保護者や地域の大人が男女平等や男女共同参画に対する正しい認識をもとう。
- ②研修会や講演会等に参加し、男女共同参画に関する理解を深めよう。



主な数値目標

指標	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画に関する講演会や地域研修会参加者数	394人	450人	500人
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に同感しない人の割合	57.2%	60.0%	63.0%
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女平等である」と答えた人の割合	12.3%	15.0%	0%

基本目標 3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

基本課題(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪や性暴力等、あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底や、暴力防止対策、被害者に対する適切な支援等に取り組みます。

施策の方向

- ①男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり
- ②DV対策の推進と被害者支援
- ③性犯罪・性暴力への対策の推進
- ④セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援

みんなで取り組もう

- ①DV・デートDVに対する正しい認識をもとう。
- ②暴力を受けたら（受けている人に気づいたら）、一人で悩まず相談しよう。

基本課題(2) 性や健康への理解と健康支援

すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進と、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援します。

施策の方向

- ①いのちと性の尊重等についての教育の充実と意識の浸透
- ②男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実
- ③母性保護と母子保健事業の充実

みんなで取り組もう

- ①性別による身体的な違いを理解し合い、相手を思いやろう。
- ②母性保護に対する正しい知識を身につけよう。
- ③日ごろから、心身の健康づくりに取り組もう。



基本課題(3) 安心して暮らせる地域づくり

家族形態の多様化や経済情勢の変化など、人々を取り巻く環境が複雑に変化する中、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人などすべての人々が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

施策の方向

- ①地域での支援体制の充実
- ②防災活動等の分野への男女共同参画の促進
- ③貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ④高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進
- ⑤社会的な援助を必要とする人への支援

みんなで取り組もう

- ①誰もが安心して地域で暮らせるよう、地域で支え合おう。
- ②防災について、男女双方の視点で取り組もう。
- ③困ったときはひとりで抱え込まず、相談機関等に相談しよう。

主な数値目標

指標	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
DVやセクハラに関する相談窓口を知らない人の割合	13.0%	0%	0%
特定健康診査実施率	43.3%	60.0%	県目標値に 準ずる
子宮がん検診受診率	31.0%	50.0%	
乳がん検診受診率	24.9%	50.0%	

各種相談窓口

守山市役所

相談種別	担当課	電話番号
女性の悩み	人権政策課	(予約受付) 077-582-1116
男性の悩み	人権政策課	(予約受付) 077-582-1116
DV・子どもへの虐待等	こども家庭相談課	077-582-1159
からだやこころの悩み	すこやか生活課	077-581-0201
生活支援・ひきこもり 消費生活・多重債務	生活支援相談課	077-582-1161
就労相談	商工観光課	077-582-1131

関係機関

相談種別	相談機関	電話番号
DV・セクハラ・ 家庭内暴力など	県立男女共同参画センター (男女共同参画相談室)	0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談 センター(女性相談)	077-564-7867
	女性の人権ホットライン (大津地方法務局人権擁護課内)	0570-070-810 (最寄りの法務局 につながります)
子ども	滋賀県中央子ども家庭相談 センター	077-562-1121
犯罪被害	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341
	性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖 (SATOCO)	090-2599-3105 (24時間 365日受 付)
職場でのセクハラ等	滋賀労働局 (雇用環境・均等室)	077-523-1190
女性の就労サポート	滋賀マザーズジョブステーション	0748-36-1831
法的トラブル	法テラス滋賀 (日本司法支援センター)	050-3383-5454

第4次守山市男女共同参画計画 概要版

発行年月 令和3年3月
 発行 守山市人権政策課
 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
 TEL:(077)582-1116 FAX:(077)582-0539